

奈良市公報				令和7年8月18日発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長
第150号				
目次				
規 則				
月	日	番号	件名	主管
7	16	57	奈良市公報号外第23号に掲載	介護福祉課
告 示				
月	日	番号	件名	主管
7	16	352	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7	16	353	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7	17	354	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	22	355	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	23	356	放置自転車等の保管	環境政策課
7	23	357	放置自転車等の保管	環境政策課
7	23	358	道路の供用開始	土木管理課
7	24	359	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
7	29	360	道路の位置指定の廃止	建築指導課
7	29	361	平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療に係る本人確認事務取扱について）の一部改正	福祉医療課
7	30	362	令和7年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
7	30	363	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7	30	364	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7	30	365	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
7	30	366	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
7	30	367	奈良市公報号外第23号に掲載	子ども育成課
7	30	368	督促状の公示送達	納税課
7	31	369	勤労者総合福祉センターの臨時休館	産業政策課
7	31	370	住民票の職権消除	市民課
7	31	371	住民票の職権消除	市民課
監 査				
月	日	番号	件名	

7	28	15	定期監査の実施	
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
7	25	12	臨時教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	21	44	奈良市長選挙における当選人	
7	21	45	奈良市議会議員選挙における当選人	

告

示

奈良市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西城戸町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	東 みゆき 奈良市西城戸町3番地の1	新土居 智代 奈良市西城戸町23番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年7月16日揭示済)

奈良市告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により船橋西自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市船橋町15番地の4 304号	奈良市船橋町15番地の4 101号
代表者の氏名 及び住所	山岡 義一 奈良市船橋町15番地の4 304号	玉田 崇二 奈良市船橋町15番地の4 101号

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年7月16日揭示済)

奈良市告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年7月24日 奈良市指令整開 第24A-15号

令和7年6月10日 奈良市指令整開 第24A-15-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年7月17日 第1949号

公共施設 令和7年7月17日 第989号

3 開発区域に含まれる地域（別紙参照）

①区画 奈良市あやめ池北一丁目1276番9他5筆

②区画 奈良市あやめ池北一丁目1276番15他3筆

③区画 奈良市あやめ池北一丁目1276番20他9筆

④区画 奈良市あやめ池北一丁目1276番27他13筆

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓二丁目 1 番 9-1 号

中田秀建設株式会社 代表取締役 中田 秀一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 調整池

奈良市あやめ池北一丁目 1276 番 9

別紙

①区画：奈良市あやめ池北一丁目 1276 番 9、1276 番 10、1276 番 11、1276 番 12、1276 番 14 及び 1276 番 44

②区画：奈良市あやめ池北一丁目 1276 番 15、1276 番 16、1276 番 17 及び 1276 番 18

③区画：奈良市あやめ池北一丁目 1276 番 20、1276 番 21、1276 番 22、1276 番 23、1276 番 24、1276 番 25、1276 番 26、1279 番 25、1279 番 26 及び 1279 番 27

④区画：奈良市あやめ池北一丁目 1276 番 27、1276 番 28、1276 番 29、1276 番 30、1276 番 31、1276 番 32、1276 番 33、1276 番 34、1276 番 35、1276 番 36、1276 番 37、1276 番 38、1276 番 39 及び 1276 番 40

(令和 7 年 7 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 355 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 7 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 5 月 28 日 奈良市指令整開 第 23A-42 号

令和 7 年 6 月 11 日 奈良市指令整開 第 23A-42-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 7 月 22 日 第 1950 号

公共施設 令和 7 年 7 月 22 日 第 990 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町 242 番 1、242 番 2、242 番 5、244 番 1、244 番 3 及び 245 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市西区西本町一丁目 7 番 7 号

株式会社 GEN 代表取締役 山本 良祐

大阪府大阪市西区西本町一丁目 7 番 7 号

株式会社スーパー・コート 代表取締役 山本 晃嘉

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町 242 番 1、242 番 2 及び 242 番 5 の各一部

(令和 7 年 7 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 356 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 7 月 10 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 7 月 23 日揭示済）

奈良市告示第 357 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 7 月 17 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 7 月 23 日揭示済）

奈良市告示第 358 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図

書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第826号線	南京終町二丁目318番2地先 から	桂木町295番2地先まで	L=95.2 W=16

(令和7年7月23日揭示済)

奈良市告示359号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和7年7月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	期 間	開所時間
奈良市総合観光案内所 奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和7年8月5日から令和7年8月 15日まで	午前9時から午後9時まで

(令和7年7月24日揭示済)

奈良市告示第360号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良県奈良市菅原町528
申 請 者 氏 名	梅森 隆子
廃止する道路の位置	奈良市菅原町630番1、630番2、630番3の各一部
廃止する道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
廃止する道路の延長	41.2m
廃 止 年 月 日	令和7年7月29日
廃 止 番 号	第R0707号

(令和7年7月29日揭示済)

奈良市告示第361号

平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療に係る本人確認事務取扱について）の一部を次のように改正し、令和7年8月1日から施行する。

令和7年7月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

本人の場合
① 以下1点のみ ・マイナンバーカード（有効期限内のもの） ・運転免許証（有効期限内のもの）または運転経歴証明書 ・日本国パスポート（有効期限内のもの） ・特別永住者証明書または在留カード（有効期限内のもの） ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）

- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの）
- ・その他（官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの）

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・ななまるカード（老春手帳）
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・精神障害者保健福祉手帳（「顔写真」の貼付が無い場合）
- ・キャッシュカードまたは預貯金通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者健康手帳（現住所が記載されているもの）

代理人の場合

◎ 本人の委任状がある場合

- ・委任状及び代理人の本人確認書類

◎ 本人の委任状がない場合

- ・本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類

① 以下1点のみ

- ・マイナンバーカード（有効期限内のもの）
- ・運転免許証（有効期限内のもの）または運転経歴証明書
- ・日本国パスポート（有効期限内のもの）
- ・特別永住者証明書または在留カード（有効期限内のもの）
- ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が貼付されているもの）
- ・その他（官公署等発行の証明書で、「顔写真」が貼付されているもの）

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・ななまるカード（老春手帳）
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・各種健康保険証（有効期限内のもの）
- ・各種健康保険資格確認書（有効期限内のもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（「顔写真」の貼付が無い場合）
- ・キャッシュカードまたは預貯金通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者健康手帳（現住所が記載されているもの）

(令和7年7月29日掲示済)

奈良市告示第362号

令和7年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することが

できないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和7年7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この決定通知書の発送年月日

令和7年6月19日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和7年7月30日掲示済)

奈良市告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
登美ヶ丘皮膚科	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIV107号	令和7年 5月31日
藤原クリニック	奈良県奈良市下三条町10番地の1末廣ビル3階	令和7年 5月31日

(令和7年7月30日掲示済)

奈良市告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人良樹会ひとみホームクリニック奈良院	奈良県奈良市下三条町10番地の1末廣ビル3階	令和7年 6月1日

(令和7年7月30日掲示済)

奈良市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション LIFE DESIGN	奈良県奈良市杉ヶ町87番地2	令和7年 6月1日
新	訪問看護ステーション LIFE DESIGN	奈良県奈良市杉ヶ町86番8号 HISA ビル2・3F	

(令和7年7月30日掲示済)

奈良市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があつ

たので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
くらら耳鼻咽喉科	奈良県奈良市富雄元町三丁目 1-15 グランドハイツあづま 1 階	令和 7 年 3 月 7 日

(令和 7 年 7 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 368 号

令和 2 年度軽自動車税全期分、令和 3 年度市・県民税（普通徴収）第 1 期分、令和 5 年度軽自動車税全期分、令和 6 年度固定資産税・都市計画税第 3 期分、第 4 期分、令和 6 年度軽自動車税全期分、令和 6 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）第 2 期分、第 3 期分、第 4 期分、随 1 期分及び令和 7 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）随 1 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
令和 2 年度軽自動車税	全期分	令和 2 年 11 月 20 日	令和 2 年 10 月 5 日
令和 3 年度市・県民税（普通徴収）	第 1 期	令和 3 年 7 月 20 日	令和 3 年 6 月 30 日
令和 5 年度軽自動車税	全期分	令和 6 年 4 月 19 日	令和 6 年 3 月 4 日
令和 6 年度固定資産税・都市計画税	第 3 期	令和 6 年 12 月 20 日	令和 6 年 12 月 2 日
令和 6 年度固定資産税・都市計画税	第 4 期	令和 7 年 3 月 19 日	令和 7 年 2 月 28 日
令和 6 年度軽自動車税	全期分	令和 6 年 6 月 20 日	令和 6 年 5 月 31 日
令和 6 年度軽自動車税	全期分	令和 6 年 8 月 20 日	令和 6 年 7 月 31 日
令和 6 年度軽自動車税	全期分	令和 7 年 2 月 20 日	令和 7 年 1 月 31 日
令和 6 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	第 2 期分	令和 6 年 9 月 20 日	令和 6 年 9 月 2 日
令和 6 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	第 3 期分	令和 6 年 11 月 20 日	令和 6 年 10 月 31 日
令和 6 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	第 4 期分	令和 7 年 2 月 20 日	令和 7 年 1 月 31 日
令和 6 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	随 1 期分	令和 7 年 4 月 30 日	令和 7 年 3 月 31 日
令和 7 年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	随 1 期分	令和 7 年 7 月 18 日	令和 7 年 6 月 30 日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和 7 年 8 月 10 日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和 7 年 7 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 369 号

奈良市勤労者総合福祉センターについて、奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年奈良市条例第 35 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 26 日に臨時休館することを承認したので、告示する。

令和 7 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 7 年 7 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 370 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12 条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 7 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事件本人 省略

(令和 7 年 7 月 31 日掲示済)

奈良市告示第 371 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12 条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 7 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事件本人 省略

(令和 7 年 7 月 31 日掲示済)

監**査****奈良市監査委員告示第 15 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 7 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出
奈 監 第 37 号
令和 7 年 7 月 28 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様

奈良市議会議員 森岡 弘之 様

奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	寺 川 拓
同	道 端 孝 治
同	中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

教育部 保健給食課

2 監査期間

令和7年4月30日から同年7月25日まで

3 監査方法

令和6年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和7年2月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、監査対象部局からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

教育部

保健給食課

【指摘】

学校給食費収入の収入未済額について、財務会計システムと所管課が独自に導入している債権管理用のシステムとを照合したところ、計数が一致していなかった。

このことについては、令和5年度の定期監査における指摘を受け、所管課において検証が進められ一部是正が図られたところである。しかし、システム更新の際、過去分の納付情報が引き継がれていないことなどにより、過去からの不一致分について一部原因が特定できていないものもあった。

この原因を究明するため、過去分の納付情報についてシステム事業者にデータの提出を求められたい。その上で、財務会計システムと独自システムとの不一致について、原因が判明したものから速やかに修正されたい。

【意見】

学校給食費収入の債権管理について、現年度分については「給食費システム」、滞納繰越分については「債権管理システム」と別々の独自システムで管理されている。指摘をした不一致の原因については、運用面によるものもあったが、これ以外にも独自システムが過年度に遡って修正できないなど、システム面における課題と考えられる事象も複数見受けられた。

システム上の課題への対応に当たっては、システム事業者と適切、確実に課題の共有及び進捗状況の管理ができるようにするとともに、同システムを利用している他市の状況も踏まえた上で、改善策を図る必要があると考ええる。次回の調達に向けて現段階から課題を整理しておくなど、適正に債権管理が行える体制を整備されたい。

(令和7年7月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第12号

令和7年7月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和7年7月25日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和7年7月31日(木) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第15号 令和8年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、中央棟6階第1研修室にて行います。定員は50名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和7年7月25日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第44号

令和7年7月20日執行の奈良市長選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和7年7月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

1 当選人の住所

奈良市西大寺東町一丁目1番23-321号

2 当選人の氏名

仲川 元庸

(令和7年7月21日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第45号

令和7年7月20日執行の奈良市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和7年7月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

1 当選人の住所及び氏名

別紙のとおり

住 所	氏 名
奈良市 学園南一丁目8番33-411号	尾崎 暢子
奈良市 左京一丁目12番地の5 サンホームズB-202号	中川 康
奈良市 杉ヶ町51番地の8 カーサリエッタ105号	原田 将大
奈良市 横井一丁目645番地	柿本 元気
奈良市 中山町200番地の95	江川 友梨
奈良市 三条松町30番29号	大西 淳文
奈良市 学園大和町五丁目197番地 ディークラディア学園前206号	樋口 清二郎
奈良市 富雄北一丁目12番29号	岡本 誠至
奈良市 あやめ池南五丁目2番18号	太田 晃司
奈良市 あやめ池南三丁目2番30-316号	榎本 博一
奈良市 神殿町220番地の72	内藤 智司
奈良市 帝塚山南三丁目18番7号	道端 孝治
奈良市 北登美ヶ丘五丁目15番2号	松尾 浩司
奈良市 富雄泉ヶ丘6番12号	山本 直子
奈良市 五条町3番2号	森田 一成
奈良市 白毫寺町570番地の1	植村 佳史
奈良市 六条一丁目2番3号	柳田 昌孝
奈良市 中登美ヶ丘五丁目6番11号	下村 千恵
奈良市 中辻町69番地	八尾 俊宏
奈良市 佐紀町2241番地の4	塚本 勝
奈良市 青山三丁目1番地 9-301号	北村 拓哉
奈良市 高畑町51番地の10	横井 雄一
奈良市 荻町1496番地の1	井久保 裕也
奈良市 東向中町9番地	北邨 翔平
奈良市 東九条町1154番地の5	宮池 明
奈良市 古市町1369番地の10	木下 修平
奈良市 富雄北二丁目11番32-2号	真鍋 弘美
奈良市 南永井町251番地の2	山口 寛
奈良市 中山町1727番地の4	早田 哲朗
奈良市 朱雀六丁目17番地の3 3A号	山口 裕司
奈良市 北御門町20番地の1	鍵田 美智子
奈良市 南紀寺町一丁目234番地の1	佐野 和則
奈良市 大森町283番地	松石 聖一
奈良市 学園朝日元町一丁目506番地	階戸 幸一
奈良市 南紀寺町五丁目74番地の7	田畑 日佐恵
奈良市 七条東町3番18-101号	九里 雄二
奈良市 都郷こぶしが丘3535番地の120	松下 幸治
奈良市 六条一丁目30番43号	阪本 美知子
奈良市 四条大路四丁目1番81-301号	白川 健太郎

(令和7年7月21日揭示済)